

## 死亡に関する手続きについてよくある質問

Q：戸籍謄本等は死亡届を出したらすぐもらえるの？

A：本籍地が太宰府市の人は、死亡届提出後、戸籍に内容が記載され、証明書を発行できるまで2～3日（休日に届出された場合は、市役所の開庁日から2～3日）かかります。また、本籍地が太宰府市以外の人については、本籍地に通知を行うため、さらに日数が必要です。戸籍謄本等の証明が必要な場合は、本籍地の戸籍担当に確認をお願いします。

【問い合わせ先】市民課戸籍係 内線 347

Q：本籍地が太宰府市ではないけど、戸籍謄本はもらえるの？

A：本籍地が太宰府市ではない人でも本人、配偶者、直系尊属、直系卑属に限りマイナンバーカードや運転免許証などの官公庁発行の顔写真付きの本人確認書類を窓口で提示すれば申請することができます。

※郵送請求、委任状による代理請求、自己の権利行使するための第三者請求、弁護士等による職務上請求は対象外です。本籍地の市区町村に直接請求してください。

【問い合わせ先】市民課戸籍係 内線 347

Q：亡くなった人の住所地以外で死亡届を出した場合、死亡に関する手続きはすぐにできるの？

A：死亡届を出した市区町村役場より、死亡の通知が届いてから住民登録に内容の変更を行うため日数がかかります。お電話いただけすると、内容が変更されているか確認をしますので、下記問い合わせ先にご連絡ください。

【問い合わせ先】市民課市民係 内線 304

Q：国民健康保険の葬祭費とは？

A：亡くなった国保被保険者の葬祭を行った人（喪主）に葬祭費（3万円）が支給されます。国保年金課への申請が必要です。ただし、社会保険等の被保険者「本人」が退職後3カ月以内に亡くなった場合は、在職時の健康保険者に葬祭費を申請してください。

【問い合わせ先】国保年金課国保年金係 内線 320

Q：亡くなった場合、介護保険料はどうなるの？

A：亡くなった場合、介護保険料は、資格喪失日（死亡日の翌日）の前月までを月割りで算定します。その際、納め過ぎとなった分は後日還付いたします。また、不足する場合は、相続人に不足分を納付していただくことになります。なお、特別徴収（年金からの天引き）で介護保険料を納付していた場合は、年金保険者（日本年金機構・共済組合等）に対し、速やかに死亡の届出を行ってください。

【問い合わせ先】介護保険課介護保険係 内線 370

Q：要介護認定申請していたけど、取下げは必要な？

A：要介護（要支援）認定申請中の人が亡くなった場合は、担当ケアマネジャー及び介護保険課へご連絡ください。

【問い合わせ先】介護保険課介護保険係 内線 371

**Q：毎月、高額介護（予防）サービス費の支給を受けていたが、亡くなった場合はどうなるの？**

A：本人が亡くなった場合、その法定相続人による申請が可能です。申請に際しては、添付書類として被保険者本人との続柄を証明するための戸籍抄本（コピー可）が必要となります。（ただし、住民基本台帳上の同一世帯員である法定相続人による申請の場合は、戸籍抄本の添付は不要です。）

【問い合わせ先】介護保険課介護保険係 内線 372

**Q：亡くなった人にも住民税は課税されるの？**

A：住民税は1月1日現在、市内にお住まいの人に課税されますので、1月2日以降に亡くなった場合であっても前年中に所得があれば課税されます。その場合、財産の相続人へ納税義務が引き継がれます。亡くなった人が申告の必要な人であれば、ご遺族が申告をお願いします。なお、亡くなった人に代わり納税通知書等の文書を受領する人を決める相続人代表者指定届のご提出をお願いします。

【問い合わせ先】税務課市民税係 内線 330・331・336

**Q：納税義務者が亡くなった場合の固定資産税はどうなるの？**

A：土地・家屋の所有者が亡くなった場合、法務局での相続登記の手続きが必要です。この相続登記を所有者が亡くなった年内に済まされると、翌年度からは新しい所有者に課税されます。また、相続登記が完了するまでの間、亡くなった人に代わり納税通知書等の文書を受領する人を決める相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書のご提出をお願いします。（相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書は、相続する資産の所有権を決定するものではありません。）

【問い合わせ先】税務課固定資産税係 内線 332・333・337

**Q：児童手当の受給者が亡くなった場合の児童手当はどうなるの？**

A：児童手当の受給者が亡くなった場合は、亡くなった日をもって児童手当の受給資格が消滅します。配偶者など、亡くなった人に代わって児童を監護する人が児童手当を受給するためには認定請求書の提出が必要となります。

【問い合わせ先】保育児童課児童福祉係 内線 318

**Q：犯罪や事故の被害にあった場合に相談できるところはあるの？**

A：犯罪や事故による被害でお悩みの被害者ご本人とその家族などが、元の平穏な生活を一刻も早く取り戻すことができるよう、各種相談窓口が開設されています。詳しくは下記問い合わせ先にご連絡ください。

【問い合わせ先】防災安全課防犯安全係 内線 549

**Q：市民図書館を利用していた人が亡くなった場合、どうしたらいいの？**

A：亡くなった人の「図書館利用カード」があれば、市民図書館にお持ちください。

来館が難しい場合は、市民図書館にお問い合わせください。なお、図書館から借りられた本や雑誌等がありましたら、返却をお願いします。

【問い合わせ先】太宰府市民図書館 電話 921-4646

Q：住む人がいなくなった家（空き家）のことを相談できるところはあるの？

A：空き家の売買のことに限らず、相続の問題や管理のことなど空き家に関する悩みごと・困りごとについて無料で相談できる窓口をご案内できます。詳しくは下記問い合わせ先にご連絡ください。

【問い合わせ先】都市計画係 内線 426・466

## 市民課での手続き内容と必要なもの（1番窓口）

対象者	手続き内容	必要なもの	担当係
世帯主が亡くなった世帯	世帯主変更届※1	<ul style="list-style-type: none"><li>・本人確認書類</li><li>・同世帯員以外の代理人がお越しの場合は委任状</li></ul>	内線 303 304 市民係
印鑑登録証をお持ちの人	印鑑登録証の返納	<ul style="list-style-type: none"><li>・印鑑登録証</li></ul>	
通知カードまたはマイナンバーカードをお持ちの人	通知カードまたはマイナンバーカードの返納※2	<ul style="list-style-type: none"><li>・通知カードまたはマイナンバーカード</li></ul>	

■本人確認書類は以下のものをお持ちください■

顔写真付きのもの1点（マイナンバーカード、運転免許証、旅券等）または、

顔写真がないもの2点（年金手帳、通帳、資格確認書、資格情報のお知らせ等）

※1 一人世帯の場合には世帯主変更届の必要はありません。世帯構成員が複数人いる世帯の世帯主が亡くなった場合、新たに世帯主を決めていただく必要がありますので、手続きにお越しの前に決めてください。ただし、2人世帯で世帯主が亡くなった場合は、自動的にもう1人が世帯主になります。

※2 亡くなられた人の通知カードまたはマイナンバーカードは、金融機関などの各種お手続きに必要な場合があるため、すべての手続きが完了後、返納してください。